

# 財政状況等一覧表（平成18年度）

（百万円）

団体名

京都府精華町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
6,622	367	6,989

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

（百万円）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	11,976	11,930	46	15	18,534	-	基金から 819百万円繰入
普通会計	11,976	11,930	46	15	18,534	-	基金から 819百万円繰入

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

（百万円、%）

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債) 現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業特別会計	1,038	1,022	-	16	-	149	101.6	-	-	法適用企業 基金から 635百万円繰入
病院事業特別会計	75	69	-	7	147	187	118.6	-	-	法適用企業
公共下水道事業特別会計	(歳入) 1,815	(歳出) 1,813	1	(実質収支) 1	10,516	551	-	-	-	
簡易下水道事業特別会計	(歳入) 9	(歳出) 9	0	(実質収支) 0	25	5	-	-	-	
介護サービス事業特別会計	(歳入) 50	(歳出) 28	22	(実質収支) 22	-	-	-	-	-	
国民健康保険事業特別会計	(歳入) 2,268	(歳出) 2,266	2	(実質収支) 2	-	146	-	-	-	
老人保健事業特別会計	(歳入) 1,839	(歳出) 1,839	0	(実質収支) 0	-	158	-	-	-	
介護保険事業特別会計	(歳入) 1,252	(歳出) 1,216	36	(実質収支) 36	-	200	-	-	-	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況

（百万円、%）

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業債) 現在高	当該団体の 負担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
相楽郡西部塵埃処理組合	360	358	2	2	315	41.5	-	-	-	
京都府市町村職員退職手当組合	6,920	6,632	288	288	-	4.2	-	-	-	
京都府市町村議会議員 公務災害補償等組合	8	6	1	1	-	8.2	-	-	-	
相楽郡広域事務組合	683	668	15	15	1,770	16.1	-	-	-	
京都府自治会館管理組合	140	138	2	2	-	-	-	-	-	
京都府住宅新築資金等 貸付事業管理組合	1,104	907	197	197	2,723	0.2	-	-	-	
京都府後期高齢者医療広域連合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（百万円）

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
学研都市京都土地開発公社	7	103	3	-	-	2,165	-	
(財) 精華町都市緑化協会	8	121	30	0	-	-	-	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

## 5 財政指数

財政力指数	0.751	実質収支比率	0.2%
実質公債費比率	21.9%	経常収支比率	91.5%

- (注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。